

セッション4

破産管財人の管財実務

以下では、中小規模の法人を破産者とする典型的な破産管財事案を以下に記した上で、日本の破産法における破産手続上の論点を検討する¹。

別添の、①破産手続の流れの一覧表、②財産目録及び収支計算書、③破産管財事件日程表を併せて参照されたい。

第1 モデル事案²

1 破産者

破産者は、東京都中野区に本社を有するA社³である。

A社の事業年度は4月から翌年の3月までであり、2011年（平成23年）6月現在、第23期事業年度の期中である。A社は建設業を主たる業務とする会社（建設会社）であり、代表取締役社長はB⁴である。従業員が10名いる。

2 A社の負債面

営業停止日は6月30日（木）であり、同日、Bが従業員10名全員に解雇を言い渡した。しかし1ヶ月分の給与270万円と解雇予告手当230万円が未払いである。また、A社には退職金規程があり、同規程によれば6名の従業員が退職金給付の対象であり、給付すべき退職金の総額は600万円であるところ、A社はこれも支払っていない。

A社の一般債権者は、銀行、商工ローン、仕入れ先を含め30社で、これらに対する負債総額は2億円である。

源泉所得税を計50万円滞納している。

A社の本店は賃借ビル（甲建物）に所在しているところ、同ビルの所有者兼賃貸人M社との賃貸借契約の解除、明渡し・原状回復は未了である。

銀行及び商工ローンに対するAの借入金支払債務、並びにM社との賃貸借契約に基づくAの賃料等支払債務について、代表取締役社長Bが連帯保証している。

¹ 破産手続には、破産者が法人か個人か、申立人が債務者本人か債権者かで、大きく様相が異なってくる。また、破産手続が同時破産廃止で終わるか、破産管財人が選任された上でそれが（異時）破産廃止で終わるか、配当手続を経て終結するかによっても異なる。本稿では、①破産者は法人、②債務者本人による申立て、③配当手続を経て終結するというタイプの事案を採用している。

² 野村剛司ほか『破産管財実践マニュアル』（青林書院 2009）19頁以下の事案を参考にさせていただいた上で、適宜調整して事案を作成した。モデル事案故に不自然なところもあるが、お許し頂きたい。

³ 断りのない限り、A社の「社」は会社法上の株式会社（会社法第2編）を指す。

⁴ B個人も同時に破産手続開始申立てをし、破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に就任するという「法人・個人併存型」になるのが通常だと思われる。しかし、本稿では紙幅の関係上、B個人の破産手続については特に言及しない。

3 A社の資産面

工事を完成して引き渡した後の未収の売掛金が、10社に対して計1500万円ある。このうちC4社に対する売掛金は、同社が5月末に破産したことにより、同社に対する破産債権である。

また、C1社に対する仕掛かり工事が1件ある。建設工事請負契約に基づく総額2000万円の受注工事であり、出来高1500万円(75%の出来)に対して、既に受領した請負代金は1200万円である。

東京証券取引所第1部に上場しているD社銘柄の株式1000株を保有しており(有価証券)、市場価格は120万円である。

営業用車両が1台あるが、Eクレジット社から割賦販売で購入し、車検証上はEクレジット社名義になっている。従業員の一人が通勤用に利用し、占有したままである。

F6リース社から、経理用のパソコンをリースしており、同パソコンには貸金台帳、未収売掛金、従業員の自宅住所・電話の一覧表等の各データが入っている。

第2 破産申立てと破産管財業務

1 破産手続開始申立て 7月1日(金)

(1) 相談

K弁護士は、2011年(平成23年)6月27日(月)正午ころ、顧問会社であるA社の代表取締役Bから「急ぎご相談したい」との連絡を受け、同日午後8時に、K弁護士の事務所でBと面談した。Bは、幾つかの資料を持参して、経理担当部長と一緒に現れた。そして、①先月末に主要取引先が破産したことにより当てにしていたキャッシュが入らず、6月末の支払い予定が一気に厳しくなり、6月分給与の支払いも侘ならない、②今後の資金繰りの改善の見込みが立たない、③破産もやむを得ないが、仕掛かり現場が1カ所あるのが気になる、などと話した。

K弁護士はBと共に、民事再生手続の道はないか、また仮にA社を清算するとしても破産ではなく私的整理でいけないか検討したが、結果的に破産やむなしとの判断に至った。Xdayは、手元にある程度現金が残り、かつ月末支払いが集中する6月30日(木)とした。

(2) 方針

K弁護士は、以下の方針を固めた。

①6月30日(木)の午前8時、本社で取締役会を開催し、破産手続開始申立てをすることにつき取締役会決議をする、②従業員が出社する午前8時30分に朝礼をして、従業員全員に即時解雇を伝えて帰宅させた後、本社をシャットアウトする、③ネット送金指示により、預金をK弁護士の預かり金口座に集中させる、④その直後に、取引金融機関全てに対して、受任通知(K弁護士がA社の破産申立代理人に就任するので、連絡があればK弁護士宛てにしてくれ、金融機関はこの後の入金分と破産債権とを相殺しないように、という内容の通知)をFAX送信する、⑤仕掛かり現場の保全のために、速やかに注文者であるC1社に赴き協議する、⑥並行して、7月1日(金)まで

には破産の申立てをし、遅くとも7月6日(水)までに破産開始決定を得る⁵。

K弁護士は、Bらの協力を得ながら6月30日(木)中に上記予定を滞りなく済ませ、7月1日(金)午前10時、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てをし(事件番号:平成23年(フ)第54321号)、同日午後1時に裁判所での審問手続(即日面接⁶)に臨んだ。

2 破産裁判所から破産管財人候補者へ就任の打診 7月1日(金)

7月1日(金)午後2時、破産裁判所(東京地方裁判所)の裁判官から、X弁護士宛てに電話があった。裁判官からA社の破産管財事件の事案概要の説明を受けた上で、受任できそうか問われたので、「是非やらせていただきたい」と回答した。

開始決定の予定日と第1回債権者集会の予定日を協議し、開始決定日は通常通り翌週の水曜日(7月6日(水))の午後5時、第1回債権者集会は10月5日(水)午前11時と予定された。

3 破産開始決定前の三者打ち合わせ 7月4日(月)

破産管財人候補者Xは、事前に申立代理人Kから申立書副本を受領し、まず申立書及び債権者一覧表を見てコンフリクトチェックをし、次に事案の概要を把握した上で、本件の管財業務のポイント及び為すべきことの優先順位の理解に努めた(To-Doリストの作成)。

その上でXは、7月4日(月)午後3時、Xの事務所で、申立代理人K及びA社代表取締役Bと、打ち合わせを行い(三者打ち合わせ)、ポイントを一つずつ確認した上で、課題の洗い出し、書類・印鑑等の引き継ぎ、K及びBへの宿題の提示などを行った。

この中で、A社の経理担当者Lの協力を得ること、本社用賃借ビルである甲建物の明渡しを速やかに行うことなどの方針を確認した。

4 破産手続開始決定 7月6日(水)午後5時

東京地方裁判所では、原則として、申立代理人の審問により管財事件とすることが決められた日の、翌週の水曜日の午後5時付けで、書面で開始決定を行っている。⁷

開始決定後、破産管財人Xは、破産手続開始関係書類(破産手続開始決定書、破産管財人証明書、印鑑証明書など)を受領した。

Xは、7月7日(木)午前中に破産管財人口座を開設し、その後まもなく、申立代理人Kから預納金20万円及びA社の手元現金30万円、合計50万円の振込みを受けた。

またXは、本件破産管財事件の業務が多岐にわたりそうであることから、Xの事務所に所属するアソシエイト弁護士であるQを管財人代理に就任させることにし、7月7日(木)、破産裁判所に対して管財人代理選任許可申立てをし、破産裁判所は同日許可した(法77条)。

⁵ 仕掛かり工事現場の保全が困難である等の事情があれば、開始決定日を早めてもらうなどの措置を講じることになる。

⁶ 鹿子木康ほか編『破産管財の手引 増補版』(きんざい 2012) 2頁[鹿子木康]

⁷ 前掲『手引 増補版』95頁[根本紀子]

5 従業員の未払賃金の処理

(1) 権利関係

Bは、A社の営業停止日である6月30日(木)、従業員10名全員に解雇を言い渡したが、A社はこれら従業員に対し、1ヶ月分の給与と解雇予告手当(労働基準法20条。30日分の平均賃金)を支払っていない。

また、A社には退職金規程があり、同規程によれば6名の従業員が退職金給付の対象であり、給付すべき退職金の総額は600万円であるが、A社はこれも支払っていない。

破産手続開始決定前3ヶ月分の未払給与は財団債権(法149条1項)であるから、A社の未払給与1ヶ月分は、従業員にとって財団債権である。

(2) 労働者健康福祉機構の立替払い制度

XはK弁護士及びBと相談した上で、労働者健康福祉機構の立替払い制度を利用することにした。そして、同機構への立替払い申請のために(立替払いを求めるのは、上記未払給与及び退職金の各一部⁸)、賃金台帳、給与明細書等を確保し、B及び経理担当者Lの協力を得て申請書を作成し、7月22日(金)に同機構に送付した。

(3) 解雇予告手当

他方、解雇予告手当が法149条1項の「給与」に該当して財団債権性が認められるかは争いあるも、東京地方裁判所では、破産管財人から財団債権承認許可の申立てがあれば、これを認める運用をしている⁹。Xは、10月13日(木)、破産裁判所に対して解雇予告手当につき財団債権承認許可申立てをし、同許可を受けた。

6 所有権留保の自動車 7月7日(木)

A社には、A社が保有している営業用車両が1台あるが、Eクレジット社から割賦販売で購入し、車検証上はEクレジット社名義になっている(所有権留保)。従業員Jが通勤用に利用し、占有したままである。

万一交通事故が起きれば、破産管財人が運行供用者責任(自動車損害賠償保障法3条)を問われかねないので、Xは従業員に連絡をとって、以後決して使用しないこと、Eクレジット社の担当者が出向くので素直に引き渡すことを指示した。

その後、Eクレジット社の担当者がJ宅に出向いて、車両を引き上げた。

7 売掛金の回収と相殺禁止 7月8日(金)～

(1) 相殺の禁止

Xは、7月8日(金)、未収売掛先9社(C2～C10。5月に破産した取引先C4の破産管財人を含む)に対して一斉に、売掛金の支払いを求める通知書兼照会状を送付し、未収売掛先における

⁸ 解雇予告手当は立替払いの対象外である(賃金の支払の確保等に関する法律施行令4条)。

⁹ 前掲『手引 増補版』198頁[島岡大雄]

買掛金の有無、金額、契約上の支払時期、反対債権の有無、支払意思等について照会した。

そうしたところ、未収売掛先の一社であるC2社が返信してきた照会状により、C2社が、A社の営業停止日である6月30日(木)の午後に、A社の取引銀行であり破産債権者の一社であるF1銀行(中野支店)のA社名義口座に、買掛金100万円を振込み支払いしていたことが分かった。

XがF1銀行(中野支店)に問い合わせたところ、担当行員はF1銀行がA社に対して有する貸金請求権(破産債権)2000万円と、A社がF1銀行に対して有する100万円の預金債権とが相殺処理されるべきだから、100万円の預金の払戻請求には応じられないと主張した。しかしXは、担当行員に対し相殺禁止(法71条1項3号。支払い停止後の債務負担)に該当することを説明して、100万円の払戻しを受けた。

(2) アフターサービスの要請と未収売掛金の回収

C3社は、「A社に外構工事を依頼して、引渡しを受けたが、5年間のアフターサービスを約束してもらっており、施主からクレームが出たときは、A社が自らの責任で対応してもらうことになっている。アフターサービスについて約束してもらわないことには買掛金150万円の支払いに応じることはできない。」と主張した。

Xは、A社がアフターサービスを提供できないことは請負代金支払い拒絶の理由にならないことをC3社に説明した上で、アフターサービスを受けられないことを理由とする減価を一部認め、残代金を140万円とする旨の裁判外の和解を成立させ、C3社からその支払いを受けた。

(3) 出来高請求と和解

A社はC1社との間の建設工事請負契約に基づく総額2000万円の工事を受けており、同工事は完成引渡しこそしていないが出来高が1500万円であり(75%の出来)、これに対してA社がC1社から既に受領していた請負代金は1200万円であった。

そこでXは、未履行債務(仕事完成義務)を免れるために当該請負契約を解除した上で(法53条1項。双方未履行契約の解除)、C1社に対して、出来高出超分300万円(=1500万円-1200万円)を請求した。ところがC1社は、①A社以外の他の下請業者を見つけて仕事を継続してもらい未成工事を完成させるためには800万円以上かかるから、とても300万円の支払いには応じられない、②請負契約書には、請負業者A社が破産した場合にはA社は所定の金額の損害賠償義務を負うという規定もある、などとして、頑として支払いに応じなかった。

そこでXは、破産裁判所の許可を得て(法78条2項10号)、7月28日(木)、C1社を被告とする請負残代金請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。そうしたところ、X宛てにC1社の代理人弁護士から連絡があり、両者間で協議した結果、C1社が出来高出超分300万円のうち200万円を支払うという内容の裁判外の和解を成立させることになった。Xは、破産裁判所の許可を得て同内容の和解を成立させ(法78条2項10号¹⁰)、C1社からXの破産管財人口座に200万円が振り込まれたのを確認した上で、当該訴訟を取り下げた。

¹⁰ 同号の「和解」には、裁判上の和解のみならず裁判外の和解も含まれる。伊藤真ほか『条解破産法』(弘文堂2010)595頁。

8 廃業届の提出 7月19日(火)

A社は東京都から建設業許可を受けていたので(建設業法3条)、Xは、東京都のホームページで廃業届に必要な書類を確認し、破産手続開始決定書の写しなど必要書類を添付した上で、7月19日(火)に廃業届を提出した(建設業法12条3号。破産開始決定から30日以内に廃業届をすることを要する)。

9 リース物件の引渡し 7月21日(木)

7月8日(金)、F6リース社からX宛てに電話があり、経理用パソコンをリースしているので引き上げたいという要請があった。

Xは、B及び経理担当者Lから状況を確認した上で、同パソコン内の経理、未収売掛金、従業員の個人情報などのデータを他のパソコンに吸い上げると共に¹¹、同パソコン内の全データを消去した上で、7月21日(木)にF6リース社に同パソコンを引き上げてもらい、同社から受領書を受け取った。

10 賃借物件の明渡し 7月27日(水)

A社は、M社から本社用に甲建物を賃借していた。M社・A社間の賃貸借契約の解除は未了であり、今後使用すべき必要性も特にないが、什器備品がかなりの量残っている。A社がM社に差し入れている敷金は月額賃料20万円の4ヶ月分に相当する80万円だが、A社は過去3ヶ月にわたり賃料の支払いをしておらず、敷金は実質的に20万円しか残っていなかった(=80万円-20万円/月×3ヶ月)。

賃貸借契約をこのまま継続すれば賃料支払債務が財団債権(法148条1項8号)として発生し続けるので、Xは賃貸借契約を解除し、賃料相当損害金の支払債務を財団債権(法148条1項2号)として発生させないために、明渡しを急ぐことにした。

ところが、什器備品の撤去を伴う原状回復が困難であり、残る敷金20万円の範囲では到底処理できない状況であった。Xは、7月27日(水)、M社と協議の上、①本件建物を明け渡したことを確認する、②XはM社に対し、敷金返還請求権を放棄する、③Xは残置動産の所有権をM社に対して放棄し、M社が処分することにつき異議を述べず、残置動産をM社が処分する、という内容の裁判外の和解を成立させた(裁判所の許可につき、法78条2項10号)。これにより、財団債権の発生を最小限に抑えた。

なお、本社内に保管されていた請求書、伝票、契約書などの重要書類は、Xの事務所に引き上げた。

¹¹ 管財人Xは、A社従業員ほかの個人情報が外部に流出しないように、細心の注意をする必要がある。個人情報取扱事業者(個人情報保護法2条3項)における安全管理措置につき、同法20条。

11 有価証券の処分

(1) 株式の売却処分 7月26日(火)

Xは、証券会社に口座を開設した上で、D社銘柄の株式1000株を7月26日(火)の終値で売却処分し、売却代金120万円を受領した。

(2) ゴルフ会員権 8月31日(水)

破産手続開始決定と同時に、破産裁判所が郵便物回送嘱託をしたので(法81条1項)、開始決定日直後からA社宛ての郵便物がXの事務所に回送されるようになった。その中には、H社(Hカントリークラブを経営する会社)から届いた、H社の民事再生手続の再生計画案が大阪地方裁判所にて認可決定を受けた旨のお知らせがあった。

Xが、H社の代理人弁護士に確認するなどしたところ、①A社はH社に対して、Hカントリークラブのゴルフ会員権にかかる預託金500万円を有する再生債権者である、②認可された再生計画案によれば、所定期間内に退会すれば、平成24年から平成28年まで毎年3月末日限り10万円の弁済をうけられる(再生債権額に対して10%、総額50万円の弁済)、③当該ゴルフ会員権の名義書換は現在停止中であり、再開の目処は特に立っていない、といったことが分かった。なお、当該ゴルフ会員権は、A社の確定申告書の資産明細書には記載されていなかった。

そこでXは、最終弁済期である平成28年3月末日まで回収を待つことはできないことから、この再生債権を換価するために、H社に対して退会手続をした上で、8月31日(水)、R債権回収株式会社に25万円(上記債権の現在価値に近い金額)で売却譲渡した。なお、売却価額が100万円以下であるので、破産裁判所の許可は不要であるが(法78条3項1号、破産規則25条)、Xはこの売却について念のため破産裁判所に報告した。

12 還付請求 9月2日(金)

A社は、3年前から赤字決算を避けるために、架空の売上げの計上による粉飾決算をしていることが、K弁護士からの報告とXの調査で分かった。

Xは、税理士と相談した上で、法人税と消費税について還付が受けられそうであると判断し、税理士に依頼をして、9月2日(金)、各事業年度の修正の経理をした確定申告書を提出した(法人税法129条2項)。

この結果、Xは、11月24日(木)、170万円の還付を受けることができた。税理士に支払った報酬は40万円であった。

13 所有不動産の売却と担保権消滅許可申立て

(1) 権利関係

A社は、2006年(平成18年)4月に千葉県柏市から東京都中野区に本店を移した際、柏市の旧本店所在地(A社所有の区分所有建物である乙建物)を、賃借人N社に対して賃貸していた。乙建物の時価評価額は2200万円であり、A社のメインバンクであるF2銀行が貸金債権2800万円を被担保債権として抵当権を設定して抵当権設定登記をつけており、ほかに商工ローン会社であ

るF3社が抵当権設定仮登記を付けていた。

また、A社の破産申立ての直前に、F4社が貸金債権を被保全債権として乙建物を目的物とする仮差押えをし、2011年（平成23年）6月16日（木）付けで仮差押登記がついている。

(2) 担保権消滅許可の申立て 9月28日（水）

ア 担保権者との協議

Xは、不動産仲業者の協力を得て乙建物の買主候補者S社を見つけ、2011年（平成23年）9月6日（火）、S社との間で乙建物を2200万円で売却する旨の売買契約を締結した。その上で、XはF3社に対し、担保余剰が全くないことが明らかなのでハンコ代5万円で仮登記の抹消に応じてほしいと述べたが、F3社は、ハンコ代が100万円でなければ抹消に応じないとして、法外な請求をしてきた。

イ 担保権消滅許可の申立て

そこでXは、F2社及びF3社に対して組入金の額（売買代金2200万円の8%に相当する176万円）を提示して両者と協議したものの（法186条2項）、F3社との合意の成立の見込みがないとしてこれを打ち切り、9月28日（水）、破産裁判所に対して担保権消滅の申立てをした（法186条1項）。F3社が対抗手段を特に採ることなく、申立書の送達から1ヶ月が経過したので、11月4日（金）、破産裁判所は担保権消滅許可決定を下した。

S社は代金納付期限（破産規則61条1項）内である11月22日（火）に、代金額から組入額等を除いた1980万円を納付し、F2社及びF3社の担保権の消滅の効果が発生した（法190条4項）。その後、破産裁判所から、F2社に対してのみ配当が行われた（法191条）。

(3) 仮差押登記の抹消の上申 11月28日（月）

Xは、11月28日（月）、F4社を仮差押債権者とする仮差押登記を抹消するために、S社への所有権移転登記が経由され、上記F2社の抵当権設定登記及びF3社の抵当権設定仮登記が抹消された後の、乙建物の不動産登記記録全部事項証明書などを添付して¹²、保全部（東京地方裁判所民事第9部）宛てに仮差押登記の抹消の上申をした。同仮差押登記は、12月5日（月）付けで抹消された。

14 否認権の行使

(1) 偏頗弁済

通帳を元に入出金をチェックしていたところ、6月30日（木）取引先T社に対して65万円が送金されていた。B及びLから事情を聴取したところ、①同日Bの指示でLがT社に振込送金したこと、②T社はA社に建設資材を卸す会社であり、T社の社長とBとは長い付き合いであること、③65万円の支払期日は7月末日であったこと、④T社はA社の窮状を知って弁済を強く迫っ

¹² 不動産仮差押えについて、保全部（東京地裁民事第9部）では、当該不動産が任意売却された場合のみ、破産管財人からの上申を受けて、登記所に対し仮差押登記の抹消嘱託をするという扱いにしている（前掲『破産管財の手引 増補版』111頁、436頁）。

ていたこと、などが分かった。

Xは、上記弁済はAにとって危機時期以後の特定債権者に対する偏頗弁済であり、法162条1項1号又は2号によって否認の対象になると判断し、T社に65万円の返還を求めたが、T社は言を左右にしてこれに応じなかった。

(2) 否認請求 7月26日(火)

Xは、破産裁判所と相談した上で、同裁判所の許可を得て、7月26日(火)、破産裁判所に対し、T社を相手方として65万円の返還を求める旨の否認請求をし(法173条)、第1回審尋期日は8月10日(水)午後3時と指定された。

XがT社に対し請求書及び疎明資料の副本を直送したところ(破産規則2条4号)、T社は8月8日(月)にXに連絡し、65万円を返還するので否認請求を取り下げてもらいたいと言った。Xは、8月10日(水)正午までに管財人口座への65万円の送金を確認できたときは請求を取り下げると言ったところ、T社は8月9日(火)中に送金を済ませたので、Xは否認請求を取り下げた。

15 役員責任査定裁判の申立て 9月6日(火)

(1) Gによる横領の事実

A社の登記事項証明書を見たところ、Bの弟でありA社の常務取締役(財務経理担当)であったGが、期中である平成22年10月3日(日)付けで退任しており、同月20日(水)付けでその旨登記されていた。

Xが、Bにその理由を尋ねたところ、①平成22年8月に、GがA社の運転資金に手を付け200万円を横領していたこと、②これがA社の資金繰りを苦しくした一つの原因であったこと、③Gは当時手元不如意であり、横領金を全く返済することができず、A社もGを退任させただけで、それ以上の責任追及はしていなかったこと、が分かった。

(2) 役員責任査定裁判の申立て及び査定決定

そこでXは、Gに対して事実関係確認のための面談を要請したが、GがXとの面談を拒むなど誠意ある対応をしなかったので、平成23年9月6日(火)、破産裁判所宛てに、Gを相手方とし¹³、「取締役Gに対する不法行為(横領行為)に基づく損害賠償請求権の額を200万円及びこれに対する平成22年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員と査定する」旨の役員責任査定裁判の申立てをした(法178条)。なお、XにもBにも、Gの財産の有無や在処が分からなかったため、Gの財産に対する保全処分(法177条)は行わなかった。

Gは申立てを受けた後特に争わず、破産裁判所は10月6日(木)、損害額を200万円とする旨の役員責任査定決定を出した(法178条1項)。Gは同決定送達後1ヶ月の不変期間中に異議の訴えも提起しなかった(法180条)。

¹³ 既に退任している取締役でも、この裁判の相手方とすることが可能である(西謙二ほか編『破産民事再生の実務[新版]』(きんざい2008)253頁)。

(3) 裁判外の和解

XがGに対する強制執行を検討していた矢先、Gの代理人弁護士から連絡があり、180万円を支払うので和解に応じてほしいとのことであった。Xは破産裁判所と相談の上、同裁判所の許可を得た上で裁判外の和解に応じ、11月15日(火)、180万円をGから受領して決着を付けた。

16 第1回債権者集会（財産状況報告集会） 10月5日(水)午前11時

(1) 裁判所との事前打ち合わせ

第1回債権者集会が近づいたので、集会期日の1週間前である9月28日(水)、Xは破産裁判所宛てに債権者集会打合せメモをFAXで送付した。翌9月29日(木)、Xは電話で担当裁判官と打ち合わせ、①残務があるので第2回債権者集会の開催が必要であること、②同集会の開催は第1回から約2か月後の12月上旬とすること、を確認した。

(2) 第1回債権者集会（財産状況報告集会）

10月5日(水)午前11時、東京地方裁判所の債権者集会室において、第1回債権者集会（財産状況報告集会）が開かれた。

Xは債権者に対して、①財産目録及び収支計算書、②破産貸借対照表を配布した。そして、これらの資料に基づいて、開始決定日から本日まで約3ヶ月の間に行った管財業務の状況及び結果や、今後の見通しと残務について説明した。

債権者から幾つか質問を受けたので、Xは説明できる範囲で説明をした。

第2回債権者集会の期日は、12月7日(水)午後1時30分と指定された。

17 債権調査

資産の換価・回収が順調に進んだことにより、当初予定していたよりも回収額が多くなり、普通破産債権者への配当の目処が立ってきた。債権届出期間は8月3日(水)までであり、既に債権届出書はXの手元に揃っている。

そこで、Xは、第2回債権者集会期日（12月7日(水)）に向けて債権調査を行うことにした。事務員に債権認否一覧表の作成を指示し、Bと共に債権届出書の内容を確認した。届出金額について特段問題はなかったが、債権の存在の裏付けとなる疎明資料が不足している債権者に対して裏付け資料の追加を求めたり、届出債権額の計算の誤りが発覚した債権者に対して債権届出書の修正を求めたりした。

18 換価・回収の終了 11月30日(水)

11月30日(水)には、管財人口座において、税金還付金の入金、及び担保権消滅許可申立てにかかる組入額の入金を確認できたので、Xはチェックリストを使って、換価・回収漏れがないかを確認した。

19 第2回債権者集会 12月7日(水)午後1時30分

(1) 裁判所との事前打ち合わせ

第2回債権者集会の1週間前である11月30日(水)、Xは破産裁判所宛てに債権者集会打合せメモをFAXで送付した。翌12月1日(木)、Xは電話で担当裁判官と打ち合わせ、①換価・回収が終了したこと、②配当の見込みがあるので債権調査を行うこと、③配当可能額が1000万円に満たないことから、少額型の簡易配当(法204条1項1号)を行う予定であることを確認した。破産管財人報酬決定の内示があった。

(2) 第2回債権者集会

12月7日(水)午後1時30分、東京地方裁判所の債権者集会室において、第2回債権者集会が開かれた。Xは債権者に対して、①財産目録及び収支計算書、②債権認否一覧表を配布した。この期日に債権調査も行われた。また、破産管財人報酬決定をした。

Xは、これらの資料に基づいて、第1回債権者集会から本日まで約2ヶ月の間に行った管財業務の状況及び結果や、簡易配当のスケジュール、予想配当率について説明した。

また、破産会社の任務終了のための計算報告のための次回の債権者集会は、平成24年1月25日(水)午後1時と指定された¹⁴。

20 その後

簡易配当の実施、終結決定書の送付、帳簿類の処理(返還)など。

第3 運用上のポイント

上記のモデル事案では、①A社が最初にK弁護士に相談をした平成23年(2011年)6月27日(月)から破産手続開始申立て7月1日(金)まで4日、②そこから破産手続開始決定の7月6日まで5日、③幾多の管財業務がある中、換価回収が完了した11月30日まで5ヶ月弱、④そこから簡易配当を済ませ、手続が終結した平成24年1月25日(水)まで2ヶ月弱、という形で、迅速かつ的確に手続が進んでいる。

このように破産手続を迅速かつ的確に進めるための、制度設計及び運用上のポイントについて、最後に検討する。

1 予納金の多寡及び手続進行の予測可能性

東京地方裁判所破産再生部では、1999年(平成11年)4月からいわゆる「少額管財手続」を試行し、2002年(平成14年)9月からこれを標準的な手続として運用している。ここに「少額管財手続」とは、代理人(弁護士)申立ての破産事件について、原則として20万円の申立予納金により、破産

¹⁴ 簡易配当に対する異議がない限り、この期日の前に簡易配当の手続は終了しているため、この期日に出廷する必要はない(いわゆる「カラ期日」)。第2回債権者集会においても裁判所から出席債権者に対し、その旨の説明が行われる。

管財人を選任して公正かつ透明性のある破産清算を行う手続である¹⁵。

それまで同部では、破産管財人を選任する破産事件については、申立予納金を最低でも 50 万円として、負債総額に比例して順次予納金額が増加するという取扱いをしていたが、少額管財手続の制度の開始により予納金は原則 20 万円とされた。

その結果、代理人（弁護士）による破産申立事件の敷居が低くなり、申立てをしやすくなった。これは、東京地裁における破産事件の新受件数の増加の結果となって現れている。たとえば 1999 年（平成 11 年）は 10,081 件であったのに対し、2002 年（平成 14 年）は 22,317 件、ピーク時の 2007 年（平成 19 年）が 26,561 件といった具合である。

また前述のとおり、同部では原則として、申立代理人の審問により管財事件とすることが決められた日の、翌週の水曜日の午後 5 時付けで、書面で破産手続開始決定を行っている。さらに、開始決定を早める必要があるときはその要請にも柔軟に応じている。このような運用の結果、破産手続開始決定までのスケジュールの予測可能性が格段に高まり、さらに申立てをしやすいつ手続となっている。

2 破産管財人の人材の確保

新受件数が増えれば、その分の、破産管財人のなり手としての弁護士の確保が必要である。東京地方裁判所破産再生部では、破産管財人経験者に加えて、毎年、弁護士登録後 3 年以上の実務経験を有する者で同部主催の破産管財人研修（年 1 回開催）を受講した者を、破産管財人候補者名簿に新規登録しているとのことである。

新受件数の中でも比較的多いのは、法人ではなく個人の破産で、換価回収すべき財産も特に無いような案件である。このような案件の破産管財人に、破産管財人候補者名簿新規登録された弁護士を選任し、その後徐々に難しい案件を担当させることにより、候補者の数と質の充実を図っている。

3 破産管財人と申立代理人との協働と連携

申立予納金 20 万円という低廉な費用による管財手続の実施を可能にしているのは、①申立代理人が、既に資産・負債の状況を十分に調査し、②債務者財産の適正かつ公平な清算を図るといふ破産法の目的を破産管財人が十分に果たせるように、破産開始決定までの間に引継ぎを行い、③破産開始決定後も、破産管財人が管財業務を行うのに必要なことについて全面的に協力することを前提にしているからである¹⁶。

破産管財人は申立代理人に対し、破産開始決定前後における協力の要請が可能であり（破産規則 26 条 2 項）、かかる「協働と連携」が迅速な手続の進行を可能にしている。

¹⁵ 園尾隆司ほか編『少額管財手続の理論と実務』（経済法令研究会 2001）20 頁〔園尾隆司〕、前掲『手引 増補版』3 頁〔鹿子木康〕。試行当初は、財団収集業務がないか、または短期間でこれを終えられると見込まれる事案を対象としていたので、財団も申立予納金も少額だという意味で、「少額管財手続」と呼ばれていた。

¹⁶ 東京弁護士会倒産法部会編『破産申立マニュアル』（商事法務 2010）26 頁〔綾克己〕

4 債権者集会期日による進行の管理

東京地方裁判所破産再生部では、破産債権者が破産手続に参加する機会を保障すると共に、破産債権者に対する情報開示を図ることにより破産管財人を監督する機会を与え、破産手続の透明性・公平性を維持するなどの観点から、破産管財事件全件について債権者集会を開催する方針を採っている¹⁷。モデル事案のように、開始決定日から第1回債権者集会までが3ヶ月¹⁸、その後続行期日を開く必要があれば2ヶ月毎に開催するケースが多いようである。

その結果、破産管財人は、可能な限り開始決定から3か月後の第1回債権者集会までに換価・回収を終わらせようと努力し、仮に換価・回収が終わらなくとも、少なくとも処理すべき問題点すべてに対処して、換価・回収の終了に目処を立てようと努めるようになる。

モデル事案で言えば、①元取締役Gに対する損害賠償請求、②還付請求については、第1回債権者集会（10月5日(水)）までに換価回収は終了していない。しかし、①については、9月6日(火)にGを相手方として役員責任査定裁判を申し立てることにより、②については、9月2日(金)に還付請求のための確定申告をすることにより、きちんと対処をして解決までの道筋を付けている。

以上

¹⁷ 前掲『手引 増補版』286頁[小柴実]

¹⁸ 前掲『手引 増補版』88頁[片山健]

破産管財事件日程表

平成23年	6月30日	A社取締役会決議、営業停止、即時解雇の通知、本社シャットアウト
	7月 1日	A社を破産者とする破産手続開始申立て 破産裁判所からXに対し破産管財人就任打診
	7月 4日	三者打ち合わせ(破産管財人候補者X、申立代理人K、A社代表取締役B)
	7月 6日	A社及びBにつき破産手続開始決定
	7月 7日	破産管財人口座開設 申立代理人Kから、引継ぎ現金を受領 破産管財人代理Qの選任許可申立て→選任許可 所有権留保の自動車を一クレジット社に引き渡す
	7月 8日	未収売掛先へ通知書兼照会状を送付
	7月19日	廃業届提出
	7月21日	リース物件(経理用パソコン)をF6リース社に引き渡す
	7月22日	労働者健康福祉機構へ立替払い申請書類を送付
	7月26日	D社銘柄の株式を売却 T社を相手方として否認請求
	7月27日	賃借物件明渡し
	7月28日	C1社を被告とする請負残金請求訴訟を提起
	8月 3日	債権届出期間の満了日
	8月31日	預託金返還請求権(再生債権)をR債権回収に売却
	9月 2日	確定申告書提出
	9月 6日	所有不動産につき、買主候補者と不動産売買契約書締結 Gを相手方として役員責任査定裁判の申立て
	9月28日	F2社及びF3社を相手方として担保権消滅許可申立て 第1回債権者集会打合せメモFAX
	10月 5日	第1回債権者集会(財産状況の報告)
	10月 6日	役員責任査定決定
	10月13日	解雇予告手当にかかる財団債権承認許可申立て→承認許可
	11月 4日	担保権消滅許可決定
	11月24日	確定申告による税金還付金受領
	11月28日	仮差押登記抹消の上申書提出
	11月30日	第2回債権者集会打合せメモFAX
	12月 5日	仮差押登記抹消
	12月 7日	第2回債権者集会(債権調査、破産管財人報酬決定)
	12月 8日	簡易配当許可申立て→簡易配当許可 配当通知発送 除斥期間等の起算日届出書提出
12月14日	配当通知のみなし到達日	
12月20日	除斥期間満了日	
12月27日	配当表に対する異議期間満了日	
平成24年	1月11日	配当実施
	1月13日	配当実施報告書・任務終了計算報告書・債権届出書綴り提出
	1月25日	任務終了報告集会 破産手続終結決定

財産目録及び収支計算書

平成23年(フ)第54321号	資産部分 開始決定日(平成23年7月6日)現在
破産者 A株式会社	収支計算部分 開始決定日～平成23年10月4日
破産管財人 弁護士 X	

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入金額	備考
1	申立代理人からの引継ぎ現金	¥500,000	¥500,000	破産申立予納金20万円を含む。
2	売掛金	¥18,000,000	¥13,900,000	売掛先10社から回収済み。
3	株式	¥3,000,000	¥1,200,000	D社株(東証1部上場)
4	預託金返還請求権(ゴルフ会員権)	¥5,000,000	¥250,000	
5	不動産売却組入金	¥1,760,000	¥1,760,000	売買価格は2200万円。
6	損害賠償金	¥1,800,000	¥1,800,000	役員責任査定決定に基づき元取締役Gから支払われた損害賠償金
7	否認権行使による返還金	¥650,000	¥650,000	
8	税金還付金	¥0	¥1,700,000	
9	甲建物敷金	¥200,000	¥0	
資産及び収入合計		¥30,910,000	¥21,760,000	

支出の部

番号	科目	支出金額	備考
1	税務申告費用	¥400,000	税理士報酬
2	訴訟費用	¥26,000	
3	担保権消滅許可申立ての費用	¥140,000	
4	仲介手数料	¥462,000	不動産売買代金2200万円×2%(消費税別)
5	諸費用	¥50,000	郵便代、交通費等
支出合計		¥1,078,000	

差引金額 ¥20,682,000

財団債権(公租公課等)

債権者	金額	備考
中野税務署	¥500,000	源泉所得税未納付分
労働債権	¥4,040,000	機構から支払いを受けた後の残金。未払賃金の2割+未払退職金の8割+解雇予告手当。
労働者健康福祉機構	¥6,960,000	未払賃金の8割+未払退職金の8割。解雇予告手当は対象外。
合計	¥11,500,000	

差引金額 ¥9,182,000

破産法157条の報告事項

1 破産手続開始の決定に至った事情

- 破産手続開始申立書記載のとおり
- 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり
()

2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況

- 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり
- その他
()

3 損害賠償請求権の査定の裁判、その他保全処分を必要とする事情の有無 (破産者が法人の場合に限る)

- 無
- 有(内容 元取締役であるGの取締役としての責任を追及するために、A社のGに対する200万円の損害賠償請求権の査定を求める裁判を破産裁判所に対して申し立てており、手続進行中である。)
- その他()

4 残務

- (1) 上記の役員責任査定裁判を終了させ、損害賠償金をGから回収する。
- (2) 所得税等の還付請求

※ 以下は、第2回債権者集会期日及びその後の配当手続における支出についての補足である。

支出の部

5	管財人報酬	¥3,000,000	第2回債権者集会期日で決定。
6	配当手続費用	¥30,000	
7	配当金	¥9,614,000	
残金		¥0	

破産手続きの流れ

